

令和7年度第1回山形県単味飼料価格高騰対策支援事業Q&A

令和7年11月6日

Q1 単味飼料と配合飼料の違いは何ですか？	A1 単味飼料とはとうもろこしや大豆粕など単体の飼料原料を指します。1種類の単味飼料だけでは栄養成分が不足するため、単味飼料を複数種類組み合わせ、家畜へ給与する必要があります。一方、配合飼料は畜種やステージごとに栄養設計された複数の原料からなる飼料を指します。
Q2 今回、単味飼料の価格高騰対策を行う目的はなんですか？	A2 ウクライナ情勢や円安の進行により、輸入飼料原料価格がかつてないほど値上がりしております。配合飼料については、配合飼料価格安定制度がありますが、単味飼料についてはそのような補てん制度が無く、輸入飼料原料価格の値上がりの影響が直接経営を圧迫しております。今回の単味飼料価格高騰対策事業では、こうした単味飼料の価格高騰による影響を少しでも緩和する目的で事業を実施します。
Q3 補助対象となる家畜は？	A3 山形県内の農場において、繁殖または「乳」「肉」「卵」を生産するために飼育されている、「牛」「馬」「豚」「家禽」「めん羊」「山羊」が対象です。ただし、愛玩用・展示用・体験用・競技用・実験用に飼育されている家畜は対象外です。
Q4 ペットで飼っている馬やめん山羊については、補助の対象となりますか？	A4 ペットとして飼っている家畜は補助の対象となりません。
Q5 補助対象となる人は？	A5 山形県内に農場を所有または借用し、対象となる家畜をその「子畜」「乳」「肉」「卵」を販売するために飼養し、令和7年7月以降も経営を継続する意思のある個人及び法人が対象です。ただし、教育施設や公的機関は除きます。
Q6 山形県内と県外に農場を所有しています。県外の農場で使用した単味飼料も補助の対象に含まれますか？	A6 山形県外の農場で使用した単味飼料は補助の対象になりません。山形県内の農場で使用された単味飼料のみ補助の対象となりますので、申請の際にはご注意ください。
Q7 山形県外の人でも山形県内に農場があれば対象となりますか？	A7 山形県内に農場があれば、その農場で使用する単味飼料は補助の対象となります。ただし、その農場に納品したことを示す請求書又は納品書が必要となります。
Q8-1 補助対象となる飼料は？	A8 対象となる家畜に給与するため、令和7年4月1日から6月30日までに納入した、とうもろこし(ホミニーフード、魚粉等を混ぜたとうもろこし主体の二種混合飼料を含みます)、大麦(麦ぬかを含みます)、大豆(大豆粕を含みます)、フスマ、ビートパルプ、アルファルファヘイキューブ、アルファルファミールであって、輸入飼料原料を使用したものです。加工に際し対象品目以外の原料を使用していなければ、丸粒・圧ペン・粉碎・ペレット等の形状は問いません。

Q8-2 補助対象とならない飼料は？	A8-2 100%国産のものや、配合飼料価格安定制度の対象となる飼料は対象となりません。 また、とうもろこしを除き、二種以上の対象品目や、対象品目以外の原料を使用した混合飼料・加工品は対象となりません。
Q9 輸入か国産かの見分け方は？	A4 申請する前に、販売会社に輸入飼料原料を使用しているものかどうかを確認してから申請をお願いします。
Q10 補助対象となる数量は？	A10 令和7年4月1日から6月30日までに購入した数量のうち、請求書又は納品書により期間中に納品が確認できた数量が補助対象となります。
Q11 補助対象期間(令和7年4月1日～令和7年6月30日)に単味飼料の発注をして、令和7年7月1日以降に納品された単味飼料は補助の対象となりますか？	A11 納品日が補助対象期間外のものは、補助の対象となりません。補助対象期間中に納品された単味飼料のみが補助の対象となります。申請の際には、納品日が確認できる請求書又は納品書の写しの添付をお願いします。(請求書や納品書の写しは、返送いたしませんので御了承願います。)
Q12 請求書又は納品書の写しが必要なのか？	A12 購入者名、飼料の商品名、納品日、納品数量、販売業者を確認するために必要となります。なお、購入者名は申請者と同一であることが必要です。
Q13 大豆粕は国内の搾油メーカーで製造したのですが、原料の大豆は輸入した大豆です。この場合は、補助の対象となりますか？	A13 補助の対象となります。輸入された原料を用いて製造された単味飼料であれば、今回の補助の対象となります。販売業者へ輸入された原料を使用して製造しているか、確認をお願いします。
Q14 補助金額の計算方法は？	A14 補助対象数量に、次の式で計算した補助金単価を掛け、千円未満を切捨てた額が補助金額となります。 ・(令和7年4月～6月平均配合飼料価格) $-(\text{令和2年度平均配合飼料価格}) \cdots \text{①}$ ・①-(配合飼料価格安定制度令和7年度第1四半期補填金額)⋯② ・補助金単価=②/2 (1円未満切捨、上限4,000円) ただし、補助金額の合計が山形県の予算額を上回る場合には、予算額を補助対象数量で割った金額と比較し、小さい額を補助金単価とします。
Q15 補助金の単価が「県が定める単価(上限4,000円/トン)」となっておりますが、単価はいつごろ決まりますか。また単価が変わることはありますか？	A15 補助金の単価は令和8年1月上旬頃に決定予定です。これは補助金の単価が令和7年度第1回山形県配合飼料価格高騰対策支援事業の補助金の単価と同額としているためです。配合飼料の補助金単価が確定後、本事業の申請数量を考慮したうえで単価を決定します。決定後に額が変わることはありませんが、申請数量が想定している数量を超過した場合は、上限の4,000円を大きく下回る可能性もありますのであらかじめご理解ください。
Q16 補助金の単価計算になぜ配合飼料価格を引用するのですか？	A16 補助金の単価は、令和7年度第1回山形県配合飼料価格高騰対策支援事業における補助金単価と同額に設定しております。配合飼料価格については公益社団法人配合飼料供給安定機構が毎月の工場渡し平均価格を公表しておりますが、単味飼料価格については

	そのような仕組みがありません。そのため、便宜的に配合飼料価格高騰対策支援事業の単価を引用することにしております。
Q17 補助金の単価は単味飼料の品目ごとに変わりますか？	A17 単味飼料の品目に関わらず、一律で同額の単価となります。(とうもろこしも大豆粕も補助金の単価は同じです。)
Q18 補助金はいつ頃支払われますか？	A18 令和8年2月下旬頃に指定の口座に振り込む予定です。
Q19 申請の送付先が、畜産生産者から山形県畜産協会へ直接となるのはなぜですか？	A19 今回の申請書類の受付が12月12日(金)までと限られていることから、申請の流れを簡素化しています。期限内に申請書類の提出をお願いします。
Q20 12月12日(金)に郵送した申請書類は有効ですか？	A20 12月12日までの消印があれば、期限を過ぎて到着したものも有効としますが、できるだけ期間の余裕をもって申請をお願いします。 また、投函前に郵送料が不足しないよう、確認をお願いします。 なお、山形県畜産協会への直接の持ち込みについては、交通事故等の恐れがあるためご遠慮ください。
Q21 請求書や納品書を紛失・廃棄してしまった場合は申請できませんか？	A21 販売業者に「購入者氏名」、「飼料の名称」、「納品年月日」、「数量」の記載がある販売証明書の発行を依頼し、申請書に写しを添付してください。
Q22 TMRは補助対象になりますか？	A22 TMRそのものは補助対象とはなりませんが、生産者が指示した配合によるTMRであって、次の(1)～(3)の条件をすべて満たす場合には、調製に使用した単味飼料(対象品目に該当するものに限る)も補助対象とします。補助対象数量はTMRの数量ではなく、そのTMRに配合した単味飼料の数量とします。 生産者の指示による配合ではなく、販売業者独自の配合によるTMRは補助対象としません。 (1) 令和7年4月1日から6月30日の間に農場に納品されたTMRであること。 (2) 生産者が指示した配合表(生産者氏名と対象品目に該当する単味飼料の名称及び配合割合が記載してあるもの)と、業者が作成した配合表の添付があること。 (3) 様式第1号別添申請飼料一覧表の記載は次のとおりとすること。 ・「飼料の名称」欄には、配合した単味飼料の名称の後に「(TMR用)」と記入すること。(例:圧ぺんとうもろこし(TMR用)) ・「荷姿」は「バラ」とし、「納品重量」は納品書等に記載のTMR納品重量に、配合表に記載の配合割合を乗じた重量とすること。(例:4月TMR納品重量1,000kg×配合表に記載の圧ぺんとうもろこし配合割合15%=150kg)
Q23 県外にある農場で自家配合し、県内の農場で使用しているが、その場合の納品量の確認には何が必要か？	A23 県外にある農場への納品量を証明する請求書・納品書の写しと、配分する農場毎の頭数・配分量がわかる書類が必要ですが、詳しくは協会にお問い合わせ願います。

Q24 輸入したトウモロコシサイレー ジは対象になりますか。	A24 トウモロコシサイレージは、本事業の対象となりません。
-----------------------------------	--------------------------------